

てか出合、談判致し度旨申送り、幸に芝田町の薩摩の別邸があつたから、そこにしたら如何と、此方から選定して遣つた。

此れが事實であらう。或は高輪と云ひ、或は西郷から會見を求めたと云ふも、少くも十四日の會見は、上記を以て、精確と認むる。

兩人服装

當時俺は羽織袴の輕装にて、馬上只一人口取を従へ、薩摩屋敷に出かけた。一間に案内され、暫時待つと、西郷は庭の方より、古き洋服に、薩摩風のひき切り下駄を穿ち、例の忠僕熊吉一人を伴ひ、如何にも平氣な顔色にて出で來り、是れは實に遅刻致しまして失禮と、挨拶しつゝ、坐敷へ通つた。其の動靜、一大事を前に控へたものとは見えなかつた。

如何にも其の光景が、眼前に髣髴する。

一言萬事を決す

談判は只一言で決した。俺の言ふ所、一々信用して呉れ、其間一點の疑念も挟まなかつた。色々六ヶ敷議論もありますが、私が一身にかけて、御引受けします。此の一言で、江戸の百萬の生靈も、其の生命財産を保全し、徳川氏も滅亡を免れた。實に能く要領を得てゐる。

西郷大局を捉ふ

若し此れが他人であつたならば、やれ貴公の言ふ事は、自家撞著だの、言行不一致だの、あの澤山の兇徒が、所々に屯集して居る様、恭順の實、何處にあるとか、何とか言つて責めるに違ひないよ。左様すると直に談判破裂だ。西郷は中々そんな野暮は言はない。其の大局を捉へて、決斷の確かなる、感心してしまつたよ。

室外の物凄さ

當日談判を始むるや、桐野なんかの豪傑連中、大勢窺かに次の間に來りて談判の模様を聞き居る。薩摩屋敷の近傍へ、ひし／＼兵隊がつめ寄せ來る。殺氣殷殷物凄き程だつた。

西郷の悠揚

西郷は泰然として此の四邊の光景も、眼中に映せざるものゝ如く、談判終るや俺を門外まで見送つた。俺が門を出て來るや、街々に屯集したる兵隊は、どつと一度に推し寄せ來たが、俺が西郷に送られ立ち出る様を見て、一同恭しく捧銃の敬禮を行つた。俺は兵隊に向ひ、俺が胸を指し、何れ今明日中には、何とか決著仕るべし。決著一つにて、或は足下等の筒先にかゝつて死する事もあらん。能く此の胸を見て置かれよと云ひ捨て、西郷に暇乞して歸つた。此の時特に感心したるは、西郷が俺を待つに、幕府の重臣たる敬禮を失はず、談判の際にも始終

座を正うし、手を座席につき、一點も戦勝の威を顯して、敗軍の將に對する如き舉動のなかつた事だ。（民友社編纂勝海舟）
如何にも好き役者が立ち合うたものである。

【100】江戸開城に關する勝の述懐（一）

會見場所 勝と西郷との會見の第一次は、三月十三日高輪薩邸に於て、第二次は、三月十四日芝田町にて行はれたることは、左に掲ぐる西郷の勝に答へたる一書が、能く之を證明してゐる。

尊翰拜誦仕候、陳ば唯今田町（原書には田丁に作る）迄御來駕被成下候段、爲御知被下、早速罷出仕候様可仕候間、何卒御待合被下度、此旨御受迄如此御座候。頓首。

三月十四日

西郷吉之助

安房守様

拜復

此れは十三日高輪の會見に於て、豫じめ翌日は田町に於て會見を約し、勝が先著してその旨を報じたから、西郷が之に答へ、早速出掛けたのだ。本文は明治丁丑晩秋（西郷城山戦役の）月勝が編纂したる亡友帖に掲げたるもの。而して勝は之に跋して曰く、

會見日時

戊辰三月官軍先鋒至品川十五日を期して、侵撃の令ありと、同十四日書を先鋒參謀に送り、一見を希ふ。余高輪（町）薩摩の邸に到る。時に君一僕を隨へ、悠然として到る。初め見余曰、時事至此矣。君果して寤覺するや否やと。余答曰、今試に君と地を易へむ。然らざれば君詳悉する能はざるなりと。君啞然として絶倒す。

勝の混想

此書に高輪とあるは、十三日のことにて、此の會見の田町であることは、西郷の本文が之を證明してゐる。而して其の初見も亦た十三日である。蓋し勝は兩日を混想したる乎、若しくは混同したのであらう。但だ西郷が勝を揶揄し、勝が之に一撓を與へたる、兩雄の機鋒縦横は、正しく此の通りであつたらう。而して勝は亦た此の會見を終りての歸途に、狙撃せられたることを、左の如く語りてゐる。

勝狙撃する

歸途、薄暮に及ぶ。果して赤羽根近傍にて、戦撃に逢ふ三回、幸にして彈丸頭上を

過ぎて、其災を遁る。當時都下の人心、大抵此の如し。〔幕府始末〕
と、而して彼が此の會見を終りて、歸城したる光景に就ては、更らに斯く語りてゐる。

勝歸城時の光景

談論終りて入城、初夜に及ぶ。此時田安殿〔德川慶親〕初上官玄關に出で、予が歸城を待つ。予大聲して云て曰く、侵撃の事參謀止めて不成、一度駿河に到り、大總督の宮に申旨ありと。此際諸士の心中、必死を期し、數千の面々、寂として無人の如く、予が此言を聞て、一嘆の聲あり。實に予が肺腑に透り、貫くが如し。
如何にも當時城中の光景が、手に取る如くある。而して勝は更らに之に次いで曰く、

形勢の危急

若し侵撃不止戦はゞ、君上の意に反せむ。寧ろ一死を以てせむにはと云て、割腹せば、此士輩半ば自盡せむこと、鏡に掛けて見るが如し。關東の士風、是の如し。若し忍耐不拔を期せば、解散また止まるものなからむ歟。一朝能く激して、加之怒りを興さしめば、水火もまた避くべからざるの風あり。是等數萬を率ゐて能く其則によらしむ。尤至難にしてなすべからざるの事也。從今此形勢を想到せば、

頼甲斐な
分き旗本氣

爲めに毛髮森整す。誠に天幸といふべき也。

惟ふに勝は江戸を中心とする旗本氣分を能く熟知してゐる。彼等は過激なるも持久力に乏し、一時の激昂にて、一命を賭するを虞れざるも、堅忍不拔の精神に乏しく、到底與に併に事を成すの資質を闕く。然も其の過大半は、到底其用を做さず、大難に當て、傍議囂々、難に不堪。忠實質樸の士は、速に死して其恩に報せむを欲し、柔弱輩は、他を不顧、其祿を保ち、苟も遁れむ事を先とし、紛々其の糾合すべからざるを顯す〔解難條〕と云ふたる通りにて、此れも亦た勝をして、徳川慶喜の一身上の保障を得て、江戸城を開城し、殆んど朝廷の命令通りに、恭順するを以て、賢明の方法としたる所以の一であらう。別言すれば、一時は勝算あるも、到底最後の勝利は、官軍に輸せざる可からざるを熟知したるが爲めであらう。

【101】江戸開城に關する勝の述懐(二)

勝と片桐
且元

勝は恒に片桐且元に、多大の同情を寄せてゐる。それは片桐が大阪と江戸の調停

に、焦心苦慮したるを、自個の江戸對京都の關係と對照したる爲めであらう。片桐が果して勝の評値したるが如き人物であつた乎、否乎は、姑らく之を措き、勝の心境には、頗る諒とするに足るものがある。

京都の軍

大久保氏(利通)予に語て云、戊辰仲春、官軍東下之時、京師大に軍議あり。或は君必らず軍艦を率ゐ、大阪神戸に入らむ。當此時は、海路既に絶す。宜敷其前丹波路を開くべしと、伊知地正治、山田顯義の兩士をして、此路を見せしむ。此れも當時京都側では、全く其通りであつた。

大久保等の苦慮

又云、官軍駿府に至る。終に無敵兵。其後西郷氏より書通あり。箱根もまた敵兵防禦の備無し。直に江戸に入らむと欲す云々。此報を得て、余憂苦甚し。是必ず君(勝)を斥す。が策に陥り、西郷氏大事を誤らむと。日夜思ふて不止。士を走らせ、其の動靜を窺はしむ。此時の苦慮、伏見の一戦に倍せり。如何と。

以上大久保の當時の苦心を回想して、勝に語りたる所

勝の公道

予(勝)答云、嗚呼此戦や守るにあらず。朝家に向つて勝を求むるにあらず。又徳川氏の家名を存せしむるに非ず。唯希ふ所は無辜を不殺、外邦の手を不借、天下の

勝西郷を諷す

公道に處し、公義のある所に安せんと欲するに過ぎざる也。故に西郷氏に談じ、城可渡也。土地可納也。雖然數萬衆士此彼所に屯集し、隊を成し、黨を結び、長薩の兵に向て一戦せむとし、敢て我が命を用ひざる者、我が威力の不足、名望の乏敷を以てなり。

是等の情を不察不問して、官軍戦争を先とせば、則此民を殺すは朝家なり。敢て我にはあらざる也。此の名分と、此の形勢を變じて後、一戦共に焦土となる。纔に一日に過ぎるべし。何の策略か、此間に挟まむや。然るを知て、侵撃せざるは、西郷氏の眼識遠大、胸襟如海なれば也。我亦是を如何せむや。循々乎として、空奔して止むのみ也と。(解難録)

大久保は曾て勝を目するに梟雄の資(大久保利通日記)を以てしてゐる。されど明治四年、大久保が勝を其邸に招き饗應し、西郷も亦た來り臨み、其の閑談の際に、當時の苦心談を披瀝したるも、大久保としては不思議は無い。而して勝が亦た之に對して、其の心境を打ち明けたるも、亦た當さに然る可きことだ。勝は又た左の如く語りてゐる。

徳川氏の領國、邦内四方に散在し、其の總高大凡四百萬石。此内蔵入を以て、養ふ所の旗士數千に凡二百萬石を給す。所謂藏米取也。殘二百萬石、此他諸税金凡百萬兩計り、其の領地半は關西に在り。若し一朝戰爭に及ばゞ、此分敵の有とならむ。關東、奥羽に在る者、關西の如く豊かならず。此の區々たる關東を守つて何をか成さむ。其の結局土地を割きて、抵當とし、西洋人に借らざるを得ず。其の抵當として出すべきは、唯横濱、箱館而已。若し誤つて此事に及ばゞ、如何ぞや。同胞憤争して、他人の爲に、邦地を失ふ、豈に恐れざるべけむや。予不肖といへども、日夜是をおもひ、戰の勝べきあれども、慎て爲さず。利の取るべきを、知れども、敢て爲さず。數萬の士輩を飢渴せしめ、勇氣を挫折し、難を解き紛を釋く。其才の拙と、慮の劣を不顧、百難を負擔し、終に今日に及ぶ。執人が能く此の胸裏を察せむや。また外人の知るを求めざるなり。嗚呼、如此斃れて止む。何ぞ此間に疑を存せむ。〔解

難録〕

勝の自讃

以上は勝が戊辰江戸開城に關して自家の措置に就き、自から釋明し、自から辯解し、時としては自家讚美の如く、時としては自家獨嘯の如きも、要するに彼の功罪

を判せんとする者は、少くとも如上の言説に對して、深厚の注意を拂はねばならぬ。

第十八章 兩雄腹藝の效

【1011】西郷決戦を期す (-)

西郷の作 西郷は固より戦争を豫期してゐた。而して彼は其の用意を怠らなかつた。彼は敵の恭順を盲信して、その爲めに、戦備を抛却するが如き空疎なる大膽者では無かつた。彼が三月六日付駿府より在京都の吉井幸輔に與へたる一書の中には、彼の作戦上の用意が能く描かれてゐる。今ま其中より摘録せんに曰く、

是非函嶺を越えんとす 先鋒の四藩は、箱根を取切り、函嶺の關門は勿論、足柄並熱海の裏門迄都てべ切。其外要所は、無洩目占付、小田原よりの堅は、談判を以、官軍より受取、相堅候處、餘程賊軍には相適し候ものと相見得、輪門宮(輪王寺宮公現法親王)より、何分關を越し候ては、江戸の人心動揺いたし、如何の變を引出し候も不被計、左すれば宮の歎願も、水泡と相成候付、三島宿迄引揚候様、起て御願に御座候得共、此義は決て御請難相成、督府の命令を以、進軍いたし候譯に御座候得ば、兵を引揚候儀

萬々不相叶、談じ切候處、無詮方様子に相見得居申候。

此れは西郷が有栖川總督宮の駿府御到着に先ち、薩長大村佐土原四藩の兵を督して進發せしめ、遂ひに箱根を踰えて、一切の關門を占領したるに附き、非常なる衝動を江戸側に來たし、その爲めに公現法親王の嘆願出で來りたれども、それは斷じて應じない旨を云うたのだ。

賊類を失ふ 全く箱根山上計に繰登候ては、三島えは海路の憂も有之候故、三島宿川本陣にいたし、諸方の要地を占付候間、賊軍頼を失ひ候事と被相聞申候。

海陸共に其の要所を押へ、敵をして其の據るところを失はしめた。

先鋒藤澤に至る 然處先鋒の督府より、後陣の尾張肥後備前勢えは、小田原迄出張の御沙汰相成、

人數繰込來候處、前以箱根を占居候四藩の兵隊沸騰いたし、先乗被致、無念の至と申事にて、直様早追を以申建候處、四藩は藤澤迄繰出し、大總督の號令相待候様、御達に相成、一步なり共、敵地え踏入候義悦合、三島より繰登候處に御座候。

此れは先鋒總督橋本實梁、副總督柳原前光より、後陣の尾張肥後備前の兵を小田原まで進發の命令ありたる爲め、先陣の薩長大村佐土原が、後陣の爲めに、其先を

越されたるを憤慨し、其旨を先鋒總督に訴へたるところ、それでは藤澤まで出陣せよとの令を承け、欣然として三島より進發したと云ふことだ。

西郷駿府に引返す

私には箱根の手配相濟候はゞ、一先府中(駿府即ち現今の静岡)迄引返し、形行御届可申上賦にて、三島を繰出す已前に出立仕候。追々繰込候事と相考居申候。

此れは西郷自身は、先鋒諸隊の三島出發以前に、督府に報告の爲め、駿府への歸途に上りたる次第を云ふ。

藤澤迄出懸候はゞ、必録倉、浦賀は又々占付候義と相心得居申候。先御安心可被下候。

此れは先鋒四藩の兵が、藤澤まで進まば、録倉も、浦賀も、其の手中に入る可きを云ふ。以上の要領は之を前掲の當時大村藩隊將校渡邊清の談話と對照すれば思ひ半ばに過ぎむ。(參照 六五—七〇)

皆進攻を期す

もふは進との一令相發し候はゞ、直様打入計に罷成居候付、兵隊中進居候義遙察可被下候。

此れは官軍の士氣が大いに振ひつゝ、ある状態を云ふ。即ち大總督府よりの進撃の

一令にて、直ちに江戸城に肉薄するの意氣山の如きを云ふ。此の如く西郷は、恒に官軍の士氣を鼓舞するに於ては、至れり盡せりにて、恒に身を以て諸隊に先じ、諸隊に向つて其の模範を示しつゝ、その爲めに東海道參謀としても、徒らに本營に安居せず、事處に違あらなかつたのだ。

【1011】 西郷決戦を期す (二)

西郷駿府騎著

西郷の吉井に與へたる書簡は、尙ほ摘録す可き數節を剩してゐる。

一昨日府中え到着仕候處、今日大總督御著被爲、在候段承候付、相控居候處、御安著相成、大慶此事に御座候。

一昨日とあれば、西郷は三島から三月三日駿府に歸著したのだ。有栖川總督宮には今日御著とあれば、三月五日駿府御到着となつたのだ。親王日記にも同様に誌されてゐる。

西郷の參謀録

大總督參謀の義、廣澤と談合いたし、先に出懸候て廣澤え打付候賦にて御座候

處却て彼より出し抜かされ候故、早速名古屋より脱走いたし候處、御中途より參謀の義も御申越相成候趣に御座候間、何卒早々御遣相成候様、御盡力被成下度奉願候。

西郷好んで難局に當る

西郷は大總督參謀を廣澤に一任す可く、大總督宮に先發したが、却つて廣澤の爲めに致され、西郷專任となりたる爲め更らに名古屋から先發した。脱走と云ふのは其事だ。就ては誰ぞ西郷に代る可き參謀の者を、朝廷より御派遣になる様、吉井に盡力を依頼したのだ。元來西郷は、參謀などと稱して、日常の俗務に従事することを好まなかつた。此れは決して責任を他に委譲する意味では無い。彼は只だ他人の當り難き難事に當り、他人の立ち難き難局に立つを本意とするものだ。

相良様に不安

相良様には、御存知の子供、隊中の占總は、迎も出來不申、賊軍には智將も有之、大久保二意も勝(安)屋も、參政に出候由に御座候間、決して油斷は不相成候。兩人を相手に勝負を決候義、實に可面白と、是のみ相願居申候。敵方に智勇の將を置き、戦を成し候義、合戦中の一樂、此事に御座候。

相良様とは小松帶刀の實弟、相良治部(長)豊、薩藩の門閥にて、當時東海道薩軍の指

好漢好漢を好む

令であつた。彼は乳臭の小兒に過ぎず。それで隊中を統御するのは、決して容易の業では無かつた。西郷の心配は、亦た此邊にも存した。彼が巨大なる身體をもて、蹴毬の如く東海道を上下し、轉々たる所以のものは、實に彼には少からざる心配の事件があつたからだ。

將た彼が大久保、勝の參政に擢んでられ、幕府側の樞機に參し、愈よ彼等が本舞臺に乗り出したる報に就て、之を快心の事とし、兩人を相手に勝負を決するを以て、戦陣中の一樂と稱したるは、決して徒らに豪語を逞うしたるにあらず。彼の眼中には、恐らくは此の兩人の外、幕府側には相手とするものを見出さなかつたであらう。此れは宛も好棋者が、其力互角の相手を見出して、直ちに其の對局の愉快を感ずると同様の心境であらう。

西郷一戦の覺悟

斯る次第であれば、西郷は品川に到着する迄、固より一戦を覺悟し、ゐたるに相違なく、尙ほ彼が三月十三日付にて、當時薩藩の小荷駄奉行川崎正右衛門(男爵川崎祐)名當に、今日は横濱え彈藥等、御買入に付、澁谷泰藏被差遣答處、買入方に付、取馴候者、差添遣度候付、竹下小助御遣給候様、御取計被下度御頼申上候。以上」の書簡を與

へたるを見れば、十三日迄——勝と第一會見の當日——彈藥買入等の準備を爲しつゝあつたことが判知る。然も彼が勝との會見の結果、所謂百八十度の大廻轉を爲したるは、是れ實に彼が其の胸底に深藏したる心機の發露と云はねばならぬ。

參謀任務の繁冗

纔一日の間、先鋒參謀の體を伺居候處、小朝廷にて、中々我式の不性もの一日も堪へ候義に無之、あきれ果候間、早々脱走と明め居申候付、何卒此度は屹と御盡力被成下度、地獄にて御待付申上置候て、御禮は可申上候間、宜敷奉願候。

此れは東海道先鋒總督參謀の仕事を一見見てゐたところ、其の繁褥冗忙、とても辛胞が出来ぬとのことだ。當時門閥格式の陋習依然として存し、流石の西郷も、當惑千萬であつたことが想像せらるゝ。然も彼に取りては、江戸城を目標に、大久保勝を對手として、一戦を試みんとするは、極めて快心の一事であつたに相違ない。

【一〇四】官軍側の觀察

西郷の同行者

勝、西郷會見に就ては、勝側の記事は、既掲の通りであるが〔參照 九六一—一〇三〕、西郷側の記事は殆んど微す可きものがない。但だ當時大村藩の將校にて、東海道に於ける先鋒の隊に屬し、且つ木梨精一郎と、與に西郷の命を承けて、横濱なる英國公使館を訪問したる渡邊清の所説がある。彼は西郷に向つてパークスとの談話の要領を告げ、西郷もそれでは、明日の江戸城打入りは、中止せねばなるまいと云うたと記して曰く、

最早既に勝が來て居るから、君(渡邊)を斥すも一所に行たらどうだい。清云、それでは御供しやうと云ひました。其時西郷と一緒に出たは、村田新八、中村半次郎(桐野利秋)、清はほんの付け物のやうにして、其席に出ました。

此れは勝の西郷が一僕を随へて來たと云ふに相違するも、其の隣室には、村田、桐野(中村)等在りとの説とは符合する。

其場所

その場所は、薩摩の舊屋敷(原註、今は無し)の端の方であつた。此れが所謂芝田町の屋敷だ。

双方の服装

序に勝の談判を御話しませう。併し記録がありませんから、概略しか覚えて

居りませぬ。其の積りで御聞き下され。ちよつと其の談判は、隙取りましたが、そこで勝安房は、緞肩衣を着て、西郷以下吾々は、戎服で、まあ西洋服のやうな羽織のやうなものであつた。勿論下はズボンです。

西郷等の西洋服の様な戎服は、勝の記事と合致する。但だ勝は自から羽織袴を着けたと語りてゐる。何れにしても差支なし。

勝安房言ふに、徳川慶喜恭順と云ふことは、既に御承知になつて居らなければならぬと思ふ。大阪城を引拂ふて、江戸に歸つたと云ふのが、既に事實上恭順の大意を達する積りの精神である。吾々も亦たそのやうの考で、慶喜の命に依り、何所までも恭順と云ふことになつて居るに付ては、願くは箱根以西に、兵を留めて貰はぬと、此江戸の大勢の旗本やら、又藩々の状況と云ひ、如何様沸き立つかも知れぬ。其の鎮撫に、一命を擲て勉強を致して居る。即ちどこ迄も其意を貫かねばならぬ。

然る處窃に聞くに、明日江戸城攻撃と云ふことであるが、兎も角これを見合せを願ふ爲めに参つたのだ。

以上が勝の歎願だ。

西郷答辯

西郷云ふには、恭順とあるなれば、恭順の實を擧げて貰ひたい。我が命令する所に依り、慶喜は何處までも、引籠りて謹慎しやうといふことである乎。それなれば相當の所に謹慎して宜しい。上野であらうとも、餘所であらうとも、御勝手。上は慶喜の措置に付て、西郷の語るところ。

引渡物件

西郷又改めて云ふ。然らば江戸城を受取るに、直ぐに渡す乎如何。彼云ふ、それも直ぐ御渡申さう。西郷いふ、兵器彈藥を受取るには如何。彼云ふ、それも御渡し申さう。西郷云ふ、軍艦は如何。彼云ふ、ところが其の軍艦である。陸兵のことならば、拙者の關する所、成るべく如何にもして穩當に渡さうと思ふが、軍艦となつて來ると、どうも思ふ儘に行かぬ。と云ふは實際を扱ふて居るのは、榎本である。此釜次郎は吾々と一々同意とは申上げがたし。併し今こゝで官兵に對して疎暴の舉動をするといふことは見へません。本人も其意は無いといふことは判つて居る。されど軍艦の受渡のことは、到底私は請合はれませぬ。

軍艦引渡の困難

以上は勝の所言として、渡邊が記憶を辿り語り出したところだ。

【105】官軍側の觀察 (二)

渡邊の語るところは、尙ほつゞく。

勝曰く、素より江戸城も出さねばならず、彈藥も差出さなければならぬなれども、能く／＼吾々の心底を御察しを願ひたい。旗下八萬騎といふけれども、之に伴ふ兵は實に莫大の兵である。又幕兵に準ずる各藩の兵も夫々ある。今此江戸の混雜と云ふは容易ならん。私も既に殺害せられやうとしたことが數度ある。朝廷の爲めに盡すとあらば、身命は少しも惜しうはない。けれども今死して見ると、まあ徳川家は如何ならうと思ふ。大久保一翁初め、皆々吾と同様の考である。斯く申上ると、或は諸君より御疑を受くると同時に、我が幕府の重役、其他よりも亦疑を受けて居る。其間に挾つて居る拙者であつて、又其間に挾つて誠意を盡さうといふ慶喜である。慶喜と雖ども、今日では號令を發して、其通りになるといふことは出来ない今日の形勢である。

果して勝が斯く陳述したる乎、否乎。兎も角も渡邊が隔たりたる坐席から傍聽したるものなれば、必らずしも精確とは云ひ難きも、其の大體の主旨には相違あるまい。

進軍中止

然るに今、明日兵を運動して、江戸城を攻撃するならば、何等の變動を引起して、慶喜の精神も水泡に歸するのみならず、江戸は勿論、天下の大騒亂となることは、目前である。又西郷殿には、豫て申上たことがあるから、大抵御諒察のことと思ふ。兎も角明日の戦争は、止めて貰はなければならぬと云ひました。

以上は勝の所説として、渡邊の語るところ。而して渡邊は、これが斷案を下して曰く、

理路整然

實に其時の話は、能く順序も立ち、實に見事なものであると、敵ながら感じ入た位でございます。

西郷答辯
簡短

如何にも適當の論斷だ。此れが公論であらう。
然るに西郷は之に對ふるに、實に彼の要用する點に打込んで、格別多言でもなく、之れも亦た見事な答でありました。素より西郷は、彼パークスの一件を心に

承知し居るから、其事は一言も出さぬが、心中には明日の攻撃は止めねばならぬと云ふ氣を持つて居たと見へ〔參照 八六―八八、及び九二、九三〕、段々談話も進んだ上に、然らば宜しい、先鋒隊の舉動は拙者の關かる所であるから、攻撃だけは止めやうが、吾が注文通り、貴君はなさるゝか、明日の攻撃兵は中山道にもあれば、其他にもあるから、是等には傳ふるであらうが、貴君はこのことに付ては如何様のことにする乎、勝いふ、其れは實に大慶である、直ちに慶喜の所へ歸り、其の號令を以て、早々鎮撫して、必ず官兵に向つて、粗暴の舉動をなす可らずといふことを、嚴に達する積りである、西郷いふ、それはそうであらうが、先づ第一に城、兵隊、兵器を渡さねばならぬ、之を是非急にせねばならぬと云ふ。

城兵器引渡延期

勝いふ、それは暫時待つて貰ひたいが、其事甚だ苦しむ處である、今日若し其令を發せば、慶喜が擒になるかも知れぬ、吾々も生命を、眞先に取らるゝであらう、敢て生命を惜しむではないが、徳川三百年の功も、斯くしては天地に對して申譯なく、又朝廷に對しても、大罪を蒙る譯であるから、唯鎮撫する次に止めて貰ひたい、跡は又た跡で如何様にもしやう、西郷も、然らば宜しい、此方は恭順がど

板垣の抗議

れ位出来るか見ましやう、故に明日の攻撃は止めやうといふて、別れました、勝も頗る満足にて引取りました、〔史談會速記録第六十八輯〕
尙ほ内藤新宿まで進入したる東山道支隊の主將板垣退助は、此の攻撃中止を憤慨し、親しく來つて西郷に抗議を申し込んだが、西郷からパークス云々の内情を聞いて、板垣も其儘引き取つたと、渡邊清は語りてゐる。

兩役者の功

西郷が眞にパークスの所説の爲めに、江戸城攻撃を中止したる乎、若しくは故らにそれを強調して、攻撃中止の理由としたる乎、何れにもせよ、表面から勝の談判に、裏面からパークスの所言が、宛も互ひに申合せたるが如く、江戸城攻撃中止の動機となり、若しくはそれに理由づけ、血氣に逸る官軍をして、姑らく其の銳鋒を戢めしむるに至つたは、偶然の仕合せと云はねばならぬ、然も斯る大活劇は、西郷勝の兩人にして、始めて能く之を演ずることが出来る。

昭和十二年八月初九午前七時五十分、嶽麓双宜莊に於て

蘇峰七十五叟

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第七册 終

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第七册 年表並人物概覽

其一年 表

明治元 戊辰年 西曆一八六八年

二月五日。橋本實梁を東海道鎮撫總督、柳原前光を同副總督となし、今日京都を發せしむ。(四八)▲六日。徳川慶喜大阪城を脱す。(三)▲七日。慶喜追討令發布。(五)▲八日。慶喜攝海を去る。(三)▲九日。靜寛院宮慶喜の薩罪狀奏聞狀御覽。(四)▲十一日。慶喜の船品川沖に入る。(三)▲十二日。未明慶喜濱御殿に上陸し、午前十一時頃江戸城に入る。(三)▲慶喜人をやり東歸の旨を靜寛院宮に報告、天璋院には面會報告。(四)▲十三日。舊幕府歩兵頭に駿府警衛を命ず。(九)▲幕臣柳河春三大舉西征を建白。(一〇)▲十四日。慶喜天璋院に頼り、靜寛院宮に面會請求。併せて自己退隱に付相續人體につき天璋院に相談。(四)▲徳川氏古河藩に神奈川警備の増員を命ず。(九)▲十五日。靜寛院宮慶喜可會。(四)▲小栗上野

年 表

介罷免せらる。(一一)▲大久保一翁松平春嶽に書を與へ幕府の爲朝廷に對して周旋を求む。(一五)▲十六日。天璋院靜寛院宮訪問、慶喜の依頼により、慶喜退隱及び謝罪の事を相談す。宮謝罪申入一條を承諾す。(六)▲板垣大隊司令として六百餘名を率ゐ、高知城下を發す。(五三)▲十七日。慶喜靜寛院宮及び天璋院と會見、歎願書持參女使差立の件を依頼す。宮女使差立を許し歎願書原稿を慶喜より差出させ、認め直しを命ず。(六)▲舊幕府目付を箱根碓氷の兩關に派す。▲若年寄堀貞虎難局處理に難く、殿中に自殺す。(九)▲勝安房海軍奉行並を命ぜらる。(二七)▲十八日。慶喜歎願書數度往復認直す。(六)▲佛使ロツシュ慶喜に謁見を請ふ。(二四)▲勝安房松平春嶽を介し參與に一書を呈す。この日幕府勝に上京歎願を命ず。都合により即夜中止せらる。(一七)▲桑名征討の官軍大津を發す。(五八)▲十九日。慶喜各藩に上意書を發す。同日また老中の演達書を出す。(五)▲板垣退助讃州丸龜に入る。(五三)▲二

一

十日。静寛院宮女使差立の件決定す。(七)▲幕府松本藩、高崎藩をして碓氷關を警備せしむ。(九)▲板垣等高松城を取る。(五三)▲二十一日。大久保忠寛書を以て越前藩区酒井十之丞に江戸の近状を告ぐ。(二二)▲慶喜書を尾張、越前、淺野、細川、山内等に送り、救解を求む。(三〇)▲静寛院宮女使土御門藤子出發。(三八)▲二十三日。勝安房陸軍總裁、若年寄命ぜらる。(一八)▲この夜幕府諸官上言して官軍禦止の策を申すもの多し。慶喜靜かに之を戒飭す。(二〇)▲慶喜尙幕府職制を改め、家職の組織となし、一齊に國內御用取扱となす。(三二)▲橋本實梁等陣を伊勢四日市に駐む。松平定敬の子萬之助出で降る。(四八)▲二十五日。慶喜書を越前春嶽に贈り、紀州侯を後継となさんことの奏上を託す。春嶽之を辭し、紀侯もまた繼嗣を辭す。(三〇)▲幕府公議所を設け廣く有志の意見を陳せしめんとし、今日その御用掛を命ず。(三二)▲二十六日。佛國陸軍教師シャノワソ勝安房に面し、一職を勸む。(二二)▲板垣等大阪に達す。(五三)▲二十七日。勝シャノワソを訪ひ、勸告に従ひ難き旨を告ぐ。(二七)▲公議所取立發令。(三二)▲二十八日。中根雪江今日附を以て一書を裁し、慶喜君臣恭順の實なき旨を指摘す。(二八、二九)▲大久保一藏太政官代參仕。今日朝

延諸僚關東討伐見込言上。(四〇)▲官軍桑名城を收む。(四八、五八)▲板垣京都に入る。(五三)▲二十九日。静寛院宮の女使土御門藤子桑名にて橋本實梁に會見。(二五)

二月一日。中根雪江今日また一書を裁し、先月廿八日の書と共に一括して江戸に送る。(二九)▲二日。西郷吉之助大久保一藏に關東討伐に關する意見書を贈る。(四〇)▲三日。天皇太政官代親臨親征詔書を下さる。(四四)▲五日。慶喜歡願の爲黒川嘉兵衛を東海道より、堀鏡之助、平岡庄七を中仙道より上京せしむ。(三〇)▲六日。土御門藤子京都著。(三七、三八)▲十日。小笠原長行辭免。(三二)▲土御門藤子京都倉橋家にて、中院長谷兩卿に面會、静寛院宮よりの使命を傳ふ。(三七)▲十一日。慶喜新命の總裁を召し、上野に移居謹慎の旨を告ぐ。(二〇)▲慶喜上野屏居に付、上意書を家中に布達す。(三三)▲十二日。慶喜今日越前留守居を江戸城二の丸に召し、官軍差向騎豫の願書を京都朝廷に差出を委託す。(三三)▲慶喜上野に入る。(三四)▲慶喜上野退去に就き、静寛院宮一書を公現法親王に贈る。(三五)▲西郷吉之助京都發東方に赴く。(六四)▲十三日。山内容堂酒を土藩東征の兵に賜ひその勞を稿ふ。(五四)▲十四日。慶喜會桑二藩及び自營の官吏二十四名の

登城を禁ず。(三一)▲土藩東征の兵京都を發す。(五四)▲十五日。有栖川宮熾仁親王征東大總督として御發與。(四一、四七)▲十六日。長谷信篤静寛院宮御願に就き朝議を盡すべき旨を土御門藤子に傳ふ。正親町三條實愛口演書を橋本實梁に傳へ、之を静寛院宮に致さしむ。(三八)▲熾仁親王石部泊。(四八)▲十七日。公現法親王田安慶頼の頼みにより歡願の爲、來る廿一日發駕すべき旨を静寛院宮に報告。(三五)▲熾仁親王土山泊。(四八)▲十八日。土御門藤子京都發東歸。(三七)▲熾仁親王龜山泊。(四八)▲東山道總督岩倉具定薩土長因彦根の兵を率ゐて大垣に達す。(五二)▲土藩兵大垣に入り、諸藩兵と會す。(五四)▲十九日。昨日慶喜の願書京都越前邸に達す。今日春嶽之を朝廷に上る。(三三)▲熾仁親王四日市泊。(四八)▲公現法親王歡願の爲上野を發す。(六二)▲二十日。熾仁親王桑名泊。(四八)▲東山道先鋒隊大垣發、岩倉具定大總督府及び東海道總督府に進軍を報ず。(五二)▲大總督軍令及び陸軍法度を諸兵に頒つ。(五四)▲二十一日。老中稻葉正邦辭免。(三二)▲熾仁親王名古屋泊。(四九)▲東山道中軍土佐長州兵出發。(五四)▲二十二日。熾仁親王鳴海泊。(四九)▲東山道殿軍彦根、西大路、高須藩兵大垣發。(五四)▲二十三日。熾仁親王岡崎泊。

三

三月一日。田安慶頼静寛院宮に官軍東下差控運動を依頼。官その困難なる旨を答ふ。(三九)▲東山道官軍正副總督信州下諏訪に陣し、同じく土因の兵は上諏訪に陣す。(五五)▲二日。土因前哨甲府に向ふ。今夜葛木泊。(五五)▲薩州藩士三人勝安房に預けらる。(八〇)▲三日。熾仁親王今日まで掛川滯泊。今日大井川を越し、烏田泊。(五一)▲東山道官軍上諏訪發甲府に向ふ。前哨兵は並時に進陣。(五五)▲四日。熾仁親王岡部泊。(五一)▲官軍前哨甲府に入る。(五六)▲五日。西郷吉之助熾仁親王を鞍子に迎ふ。

〔六四〕▲織仁親王駿府に入る。(五二)▲官軍甲府に入り、先鋒兵は石和驛に入る。(五六)▲山岡鐵太郎勝安房を訪問、駿府行の件決定す。(八〇)▲六日、勝沼の戦。(五六、五七)▲官軍江戸城進撃を今月十五日と定む。(六三)▲柳原前光沼津に赴く。(六二)▲今日附を以て勝安房西郷に與ふる一書を裁し山岡に托す。(八〇)▲東山道官軍武州深谷に達す。(九〇)▲パークス横濱歸著。(九四)▲七日。土因の兵勝沼を發し、敵を追ふ。(五七)▲公現法親王駿府にて有栖川總督官に御會見。執事職覺王院義親は西郷林と會見。(六二)▲八日。官軍甲府發。(五七)▲橋本實梁沼津に出張。(六四)▲武藏羽生宿陣の幕府脱走兵官軍の横を衝かんとするの風評あり。(八九)▲九日。勝山戰勝注進大總督に達す。(六四)▲今日西郷駿府にて山岡鐵太郎と會見す。(六四、九六)▲東山道官軍幕府脱走兵と葉田に戦ふ。(八九)▲十日。西郷吉之助駿府を發し、江戸に向ふ。(六四)▲山岡東歸勝に報告。(八一)▲十一日。東山道官軍總督岩倉具定等熊谷を發し、桶川驛に次す。(九〇)▲この夜大總督府參謀の書翰及軍令到達。(九〇)▲この日官軍忍城を收む。(九一)▲東山道官軍板垣退助等八王子に著す。(五七、九一)▲十二日。西郷先鋒の本營を池上に進め、自身は江戸芝高輪の薩邸に入る。(六四)

▲木梨精一郎渡邊清パークスを横濱に訪ふ。(八六)▲岩倉具定、同八千九等東山道正副總督兼驛に次す。(九一)▲十三日。公現法親王府中出發歸府。(六四)▲東山道官軍板橋驛に入る。(九一)▲板垣退助等の軍武藏府中驛に次す。(九一)▲勝西郷會見第一次。(九六)▲十四日。東山道官軍本隊明日江戸攻撃準備を命ず。(九一)▲板垣等の軍四谷高遠藩邸に入る。間もなく江戸城進撃期告知来る。(九一)▲勝西郷會見第二次。江戸城總攻撃延期。(九六、九七、九八)▲十五日。覺王院義親駿河より歸る。(六三)▲十九日。海江田信義柳原副總督を載き再び甲府に赴く。(五八)▲公現法親王駿府より歸る。(六三)

其二 人物概覽

【ア行】

ア

赤松左衛門尉

名は範忠。幕臣。嘉永七年十月小性組番頭となり、安政五年八月書院番頭に移る。六年八月外國奉行神奈川奉行兼帶。萬延元年七月辭す。同年十月寄合より書院番頭となり、文久三年正月講武所奉行に任ず。慶應元年五月側衆となり、二年十一月側用取次となる。四年三月隱居。(三四)

秋澤清吉

名は貞之。土佐杓田村の人。奥宮禮齋に陽明學を學び、文久二年武市瑞山の勤皇運動に参加し、京洛の間を奔走す。慶應の末板垣退助に従ひ、東征軍に加はる。維新の後陸軍大尉となり、間もなく辭職。明治十二年土佐高岡郡探地村に死す。年四十餘。(五四、五五)

淺野安藝守

淺野茂長に同じ。三、四掲出。(四四)

淺野紀伊守

淺野茂勳に同じ。三、四、五、六掲出(三〇)

淺野美作守

淺野氏祐に同じ。六掲出。(一九、三二、三四、八二)

人物概覽

阿波宰相

鍋島直大に同じ。初名茂實。閉叟直正の子。佐賀藩主。弘化三年八月生れ、文久元年十二月家を嗣ぐ。肥前守と稱す。維新後英國に留學、全權公使、元老院議員、式部長官等を勤む。大正十年六月死。(四四)

有栖川宮熾仁親王

一、二、三、四、五、六掲出。(三八、四一、四四、五一、五二、五四、九四)

有馬藤太

六掲出。(四九)

有馬中務大輔

四掲出。(四四)

安藤理三郎

名は信勇。磐城平藩主。内藤正義の三男。嘉永二年十月生る。信民の嗣となり、文久三年八月家を嗣ぐ。明治四十一年五月死。(四四)

イ、キ

井伊掃部頭

五掲出。(四四)

池田因幡守

名は慶徳、因幡鳥取藩主。徳川齊昭第五男。初名昭徳、省山と號す。因幡守慶榮の養子となる。嘉永三年十二月封を襲ひ、從四位相模守となる。資性英邁藩制を釐革するところ多し。文久三年將軍上洛の時隨つて入京し、賀茂行幸に供奉す。戊辰の役皇師に従ひ功あり。明治二年二月中納言となり、後爵香間祇候となる。十年西南の役軍駕京都駐營に従ひ、八月三日京都旅舎に死す。年四十一。

池田信濃守 池田章政に同じ。六揚出。(四四)
池田丹波守 名は政禮、備中生坂藩主。政和の子。嘉永二年十二月生る。文久三年九月京都警衛に當り、戊辰の役宗家と力を戮せて功あり。明治四十年十月死。(四四)

石川宗十郎 名は成之、日向守と稱す。伊勢龜山藩主。總督の子。慶應元年九月家を嗣ぐ。明治五年三月養子成徳に譲る。(四四)

石黒 務 舊彦根藩士。天保四年生る。湖東小吏と號す。少より俊才の名あり、藩主直弼に仕へ、後直憲に仕へ信任せらる。幕末の際京都に入り、畫策するところあり。維新後福井縣令となり在任數年、辭して井伊世子の家庭教師となり、晩年彦根に退隱し、明治三十九年三月死。年七十四。(五二)

板垣退助 一、三、四、六揚出。(五二、五四、五五、一〇五)

板垣信形 駿河守と稱す。武田氏の重臣。信虎に仕へ、嫡子晴信家督相續に當り功あり。戦ふ毎に參謀となり、武田氏の威爲に遠近に振ふ。久しく諏訪郡代となり、信濃を鎮す。後信州上田の役に死す。(五六)

板倉松叟 板倉伊賀守に同じ。一、二、三、四、五、

井田五藏 三、四、五揚出。(五二、九〇、一〇一)
伊地知正治 二、四、五、六揚出。(五二、九〇、一〇一)

市橋主税大輔 近江西大路藩主。名は長義、また長和。下總守また壹岐守と稱す。實は酒井忠器の弟。天保十五年十月家督を嗣ぐ。(四四)

稻葉兵部大輔 稻葉正巳に同じ。一、三、四、五揚出。(一九)

稻葉美濃守 一、二、三、四、五、六揚出。(三二)

乾 退助 板垣退助に同じ。(四四)

井上河内守 井上正直に同じ。三揚出。(一九、四四)

岩倉具定 四、六揚出。(四四、五二、五四、八八、九〇、九二)

岩倉具視 一、二、三、四、五、六揚出。(三八、五五)

岩倉八千丸 岩倉具經に同じ。六揚出。(四四、五二、五四、五五、九〇)

宇田栗園 名は潤、山城の人。明治元年正月九日東山道總督府參謀を命ぜられ、五月十九日罷む。(四四、五二)

エ、工

江川太郎左衛門 五揚出。(六七、七八)
越前春嶽 松平春嶽に同じ。(七一)
榎本和泉守 六揚出。(九、一〇、三二)

オ、ヲ

小笠原壹岐守 一、二、四、五揚出。(一四、一九、三一、三二)

小笠原河内守 名は長遠、彌太郎と稱す。(三一)

小笠原豊千代丸 名は忠忱、小倉藩主。忠幹の子。文久二年二月生る。戊辰の役兵を奥羽に出す。(四四)

小笠原長行 小笠原壹岐守に同じ。(九五)

小栗上野介 小栗忠順に同じ。一、二、三、五、六揚出。(九、一一、一九、四一、五九、八二、九五)

小栗下總守 六揚出。(三一)

尾張慶勝 徳川慶勝に同じ。一、二、三、四、五、六揚出。(三二)

正親町公董 四、五揚出。(四四、四九、五〇)

正親町少將 公董に同じ。(四七)

大久保一翁 大久保忠寛に同じ。(一七、二〇、三二、四一、五九、七一、八二、九一)

大久保一藏 一、二、三、四、五、六揚出。(四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

大久保主膳正 六揚出。(三二)

大久保忠寛 五揚出。(一、一五、一六、二八)

大久保筑後守 六揚出。(三二)

大久保利通 大久保一藏に同じ。(一〇一)

大久保能登守 名は敦寛。(三二)

太田總次郎 名は資美、備中守と稱す。遠江掛主。三揚出。(四四、五一)

大鳥圭介 諱は純彰、如楓と號す。播州赤穂郡人。天保三年二月生る。少にして備前閑谷巖に學び、長じて大阪緒方洪庵の門に入り、轉じて江戸坪井忠益に學ぶ。慶應二年徳川氏直臣となり、開成所洋學教授、歩兵指圖役頭取に任じ、横濱にて佛蘭西操練を學び、幕府歩兵の訓練に當る。戊辰の役官兵と戦ひ、五稜郭にて歸順。二年五月江戸に護送せられ獄に入る。五年正月赦され、開拓使御用掛となる。二月大藏小丞となり歐米に出張す。歸國の後工部大書記官、工部大學長、華族女學校長となり、轉じて清國公使、朝鮮公使等に任ず。三十三年五月華族に列せられ、四十四年六月死。年八十。(九)

大村丹後守 肥前大村藩主。名は純熙。弘化四年三月父純顯の後を嗣ぐ。よく藩政を整へ、文武を勵まし、人材を養成し、明治維新の際他藩に率先して王

月復飾、三月二品に叙し、式部卿に任じ、隨身兵仗を聽され、帶劍を勅授せらる。慶應四年三月一品に進む。明治五年四月隱居、八月薨去。七十一歳。(五九)

黒川嘉兵衛 二掲出。(三〇)

黒田宰相 筑前福岡藩主、名は長博、初名齊博。幼字桃次郎、致仕の後聲成と改め、字を子觀といひ、龍風、霞圃、群樂堂等と號す。島津重豪の第九子。文化五年三月江戸高輪の藩邸に生れ、文政五年十二月黒田齊清の養子となる。夙に海外の事情に注意し、弘化中家臣を長崎に遣りて西洋の事情を探らしめ、嘉永年中には醫學館及び病院を起し、續いて安政中多くの家臣を長崎にやりて、荐りに文武實用の學を講習せしむ。明治二十年死。(四四)

黒田了介 二、三、四、五掲出。(四四)

觀行院 和宮の御生母、橋本氏、名は經子。權大納言實久の第五女。仁孝天皇の朝、天保十年十二月選ばれて宮嬪に列し、新興侍と稱せらる。和宮の徳川氏降嫁に従ひ江戸に至り、慶應元年八月江戸城中に死す。年四十二。増上寺山内に葬る。(三七)

公現法親王

伏見宮邦家親王第九王子。弘化四年二月

十六日誕生、滿宮と稱す。嘉永元年八月青蓮院宮附弟となり、また仁孝天皇養子となる。五年三月勅命により、更に梶井門室附弟となる。安政五年九月輪王寺慈性法親王附弟となり、十月親王となり、能久と名づく。十一月輪王寺に入り落飾。萬延元年九月二品に叙し、元治元年十二月一品に進む。明治二年九月仁孝天皇養子親王位記を止めらる。三年十一月能久に復名。五年三月北白川宮智成親王の後となり、十一年八月仁孝天皇養子並びに親王に復す。十三年二品に叙し、十九年大勳位に叙す。二十八年十一月陸軍大將に任じ、ついで薨す。四十九歳。(四九、五九、六〇、六一、六三、六四)

小林柔吉

名は降麟、字は聖瑞、竹處と號す。安藝安佐郡砥園村の農九左衛門の子。後播磨に至り河野鐵兜に學ぶ。ついで廣島藩に仕へ、慶應二年幕府長州征伐の役にあたり、船越衛等と藩議をまとめ、長藩使臣と密議す。やがて京都に赴き爲すところあり。ついで一隊を編成す。戊辰の役北陸道參謀となり功あり。六月病に罹り歸國し、十二月十七日死す。年三十二。贈正五位。(四四)

小松帶刀

一、二、三、四、五掲出。(四三、一〇三)

小南五郎右衛門

高知藩士。名は良和。天保中藩主に従ひ、江戸にあり、側物頭となる。安政四年側用人

近藤 勇 二、三、四掲出。(五六、五八)

【サ行】

サ

西郷吉之助

一、二、三、四、五、六掲出。(二一、二六、四〇、四四、四七、六四、六五、七一、七五、七七、七八、七九、八五、九三、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇二、一〇三、一〇四)

齋藤篤信齋

名は善道、字は忠卿、通稱彌九郎、越中射水郡佛生寺村の人。家世々里正たり。父は信道。寛政十年生る。幼にして江戸に出て、岡田十松に劍を學び、儒を古賀精里に、兵學を平山子龍に習ふ。十松の歿するや其業を嗣ぎ、揚を越町三番町に開き、練兵館と稱す。武田彦九郎藤田虎之助等來り學ぶ。諸侯争ふて之を聘せんとすれども敢へて應ぜず。嘗

齋藤彌九郎

初代彌九郎篤信齋の子、名は龍善、初名新太郎、文政十一年七月江戸に生る。父の業を受け劍道師範となる。十九歳の時武者修業に出で全國を周遊して歸る。文久三年幕府に仕へ二百俵を賜はる。水戸、長門、越前等諸侯より劍道師範を賜せらる。慶應二年遊撃隊肝煎役となり、三年小十人席歩兵差圖役並となり、四年大番席歩兵差圖役兼兵差圖役を兼ね。維新の後歸農して製茶の業を始む。明治二十一年八月死。年六十。(七〇)

酒井左衛門丞

出羽庄内藩主。忠篤に同じ。三、五、六掲出。(一八)

酒井下野守

酒井忠強に同じ。三掲出。(四四)

酒井十之丞

一、二、三、四、五掲出。(二六)

酒井若狭守

酒井忠氏に同じ。三、五、六掲出。(四四)

榊原式部大輔

名は政敬、越後高田藩主。同姓伊織の長男、天保十四年二月生る。政愛の嗣となる。元治元年征長の役先鋒となり、戊辰の役官軍に屬し、兵

人物概覽

を奥羽平定に出す。大正十四年六月隱居、昭和二年三月死。(四四)

佐久間近江守 名は信久。五揚出。(一四)

澤 爲量 宣嘉の養父。文化九年三月生る。戊辰の役九條總督に從ひ征討の功あり。宣嘉の死後、再び家を嗣ぎ子爵を授けらる。明治二十二年九月死。(四四)

三條實美 二、三、四、五、六揚出。(三五、三八)

設樂備中守 名は能棟、通稱岩次郎。文久三年四月目付となり、十月免職。慶應三年三月目付再役。大阪在住諸大夫。同四年二月免職。(三一)

慈性法親王 有栖川留仁親王の男。文化十年八月廿六日生る。十五年四月門跡亮深附弟となる。文政五年六月光格天皇御養子となる。八月親王宣下。諱明道、十二月入寺得度。天保八年二品に敘す。弘化三年五月輪王寺自在心院宮附弟となる。九月關東に發興。四年十二月一品に敘す。文久二年五月天台座主に補す。同八月座主を辭す。慶應三年十二月薨す。五十五歳。東叡山慈眼堂に葬る。(五九)

四條隆平 六揚出。(四四)

品川彌二郎 二、三、四、五揚出。(四四)

一一一

島津淡路守 五揚出。(四四)

島津修理大夫 島津忠義に同じ。(四四)

島津忠義 二、三、五、六揚出。(三、四二、四三)

島津久光 一、二、四、五、六揚出(四三)

聖護院宮 嘉言親王に同じ。(四四)

又

諏訪因幡守 信州諏訪藩主。名は忠誠。天保十一年五月家を嗣ぐ。萬延元年六月奏者番より、若年寄となり、文久元年八月辭す。二年十一月寺社奉行より再役。元治元年六月免職。明治三十一年一月死。(四四)

七

靜寛院宮 和宮に同じ。(四、五、六、七、二六、三四、三五、三六、三七、三八、四〇、四一、四八、五九、六三、七七)

關口隆吉 舊幕臣。通稱權助。天保七年十二月生る。維新の後静岡藩に屬し、地方官となり、一時高等法院陪席判事を命ぜらる。十九年七月静岡縣知事に任ぜらる。二十二年五月十七日死。(五九、六〇)

【夕行】

夕

醍醐忠順 内大臣輝弘の子。天保元年三月生る。大納言となる。維新前後國事に奔走し、參與職となる。明治三十三年七月死。(四四)

高岡三郎兵衛 大垣藩士、筒見宗直の子。後同藩高岡清信の嗣となる。夢堂と名のる。國漢兵法の學に通じ、理財の才あり。嘉永以來藩政を理し、慶應元年藩主に從ひ、禁闕守護の任を盡す。次で征長の役に從ひ、歸藩の後學政を振張す。戊辰の初め勤王を唱へ東征に從ひ功あり。後執政となり、藩政を理す。ついで朝廷の命により太政官辨事となり、病みて辭し、轉じて大垣藩大參事となる。二年十月死。年五十三。(五二)

高木主水正 名は正坦。河内丹南藩主。松平齊民の從弟なり。文政十二年三月生る。正明の嗣となり、嘉永元年八月家督を承く。明治二年十一月養子正善に譲る。(五一)

高橋伊勢守 二揚出。(七三、七四)

瀧川播磨守 三、五、六揚出。(三一)

竹添井々 名は進一郎、肥後天草郡上村の人。天保十三年生る。熊本の備木下屋澤の門に學び、井上毅と並び稱せらる。熊本藩に仕へ、戊辰の役藩の參謀

人物概覽

武市熊吉 名は正幹。土佐高知の人。天保十一年生る。戊辰の際板垣退助の部下に屬し、關東奥羽に轉戦して功あり。明治四年出でて、陸軍大尉となる。五年外務省に出仕。支那を視察して歸る。六年征韓論の起るや官を辭し、東京京橋五郎兵衛町三河屋に寓し、岩倉具視を刺殺せんとし、七年一月赤坂噴邊に之を襲ひ、縛に就き斬罪に處せらる。年三十五。(五六)

竹中丹後守 五、六揚出。(三一、三二)

立花出雲守 名は種恭。筑後三池藩主。後岩代下手渡に移る。明治元年三池に復す。嘉永二年四月家督を嗣ぎ、文久三年九月大番頭より若年寄となり、慶應四年正月老中格に遷る。同年二月免職。明治三十八年一月死。(一九)

伊達遠江守 伊達宗城に同じ。一、二、三、五、六揚出。(四四)

谷重喜 土佐の人。谷神左衛門の子。天保十四年生る。戊辰の役板垣退助に從ひ、四番小隊長とな

り、東北に轉戦す。後藩の權少參事となり、三年出でて陸軍大佐に任じ、大阪鎮臺參謀長となる。七年板垣と共に野に下り、高知に立志社を起し、十年の役事を起さんとして露顯し刑につく。一年を経て出獄、以來民權自由の爲努力し、十九年山内家命令となり、二十年死す。年四十五。(五四、五七)

谷大膳亮

名は衛滋。丹波山家藩主。松平頼綱の弟。播磨守衛弼の嗣となる。安政二年十二月家督相續、明治八年三月子壽衛に譲る。(四四)

谷守部

二、三、五掲出。(五三、五四、五六)

田安慶頼

幼字耕之助。權大納言齊匡の子。天保十年四月兄齊莊の後を嗣ぐ。家茂將軍となるに及び、役見職となり、從二位大納言となる。戊辰の際江戸の鎮撫に當り、二年十二月藩籍を奉還す。三年正月北海道十勝三郡を管す。九年九月病みて死す。年四十九。(三四)

ツ

塚原但馬守

五、六掲出。(三一、九五)

津田山三郎

四、五、六掲出。(四四)

土御門藤子

幼名澄姫。陰陽頭晴親の第四女。萬延元年十二月擇ばれて和宮上臈頭となり、江戸に隨從し、明治二年二月また宮に從ひ京都に還住し、八年

六月死す。(七、三五、三六、四一)

テ

天璋院

五掲出。(四、六、三三、三五、三六、三七、七七)

ト

土井大炊頭

土井利與に同じ。三掲出。(九)

藤堂和泉守

四、五、六掲出。(四四)

藤堂佐渡守

名は高邦、同姓長徳の二男。佐渡守高徳の養子となる。伊勢久居五萬三千石を領す。明治七年五月家督を子高義に譲る。三十五年四月死。(四四)

戸川伊豆守

二、三、四、五、六掲出。(三一)

徳川家茂

一、二、三、五、六掲出。(三七、三八)

徳川元千代

名古屋藩主。慶應の第三子。初名徳成。後義宣と改む。萬延元年兄茂徳の後を嗣ぐ。慶應二年父に代りて京都に朝覲す。左近衛權中將となる。明治八年十一月病みて東京に死す。年十八。贈正三位。(四四)

徳川慶喜

一、二、三、四、五、六掲出。(一、二、三、四、五、六、七、八、九、一一、一四、二〇、二一、二二、二四、二五、二七、二八、二九、三〇、三一)

三三、三五、四〇、五〇、五九、六三、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、八六、一〇〇

徳川慶頼

田安慶頼に同じ。(五九、一〇〇)

戸田肥後守

名は勝強、幕府の臣。(三一)

戸塚文海

名は正孝。備中浅口郡玉島中桐氏の子。大阪精方研堂の塾に學び、後江戸に出で、坪井信遠に從ふ。萬延元年二十六歳にして幕醫戸塚静海の養子となり、長崎に赴き蘭醫に學び、ついでその傳習所を管す。慶應三年江戸に還り侍醫となる。維新の後朝廷召せども出でず。明治五年勝安房の勤めにより始めて出仕し、海軍大醫監となり、九年海軍軍醫總監となる。西南の役従軍して功あり。十六年官を辭し、高木兼寛と謀り、東京慈惠醫院を設立す。三十四年九月死。年六十七。(三四)

【十行】

十

内藤志摩守

名は正誠、信州岩村田藩主。三掲出。(三四)

内藤金一郎

三河學母藩主。内藤文成に同じ。三掲出。(四四)

永井玄蕃頭

一、二、三、四、五、六掲出。(三一、三二)

永井肥前

名は尙服。また伊豆守と稱す。美濃加納藩主板倉勝俊の四男。肥前守尙典の嗣となる。文久二年十月家を承く。慶應三年六月寺社奉行より若年寄となり、四年二月辭す。明治十八年八月子尙敏に譲る。(四四)

中井範五郎

名は正勝。因幡鳥取藩士。夙に尊皇の心厚く、脱藩して笹木政吉と名のり、岡山に潛み、長州に往復して國事に奔走す。戊辰の始め征東の軍に從ひ、軍監となり、箱根に至り、林忠崇の爲欺かれて殺さる。時に年二十九。贈從四位。(五一)

中岡慎太郎

二、三、四、五、六掲出。(五三)

中川修理大夫

豊後阿藩主。名は久昭。藤堂高猷の弟、入りて中川氏を嗣ぐ。天保十二年十二月相續。明治二年八月子久成に譲る。(四四)

長谷信篤

一、二、四掲出。(三八)

中根雪江

一、二、三、四、五、六掲出。(二七)

中院通富

侍從通繁の子。大納言となる。明治十八年六月死。(三八)

中山忠能

一、三、四、五、六掲出。(三八)

中村半次郎

二掲出。(六七、六九、九八、一〇四)

鍋島閑叟

一、三掲出。(四三)

鍋島肥前守

初名茂實。後直大と改む。閑叟の子。阿波宰相に同じ。(四四)

人物概覽

楢崎頼三 名は修、初名竹次郎。山口藩士林源八の子。豊資の嗣となる。明倫館に武術を習ふ。文久元年世子の親衛となる。三年下關役に参加。慶應元年小性役となる。二年藝州口の戦ひあり。三年京都に入る。明治元年中隊司令となり、東山道先鋒に屬し、下野葉田に戦ひ、武州忍城を取る。轉じて白河、若松等に戦ふ。三年兵部省より佛國に派遣せられ、居ること数年、八年二月病んで巴里に死す。年三十。贈從四位。(五一、八九、九一)

成川頼三郎 上總武射郡白幡村の人。名は尙義。明治政府に仕へ三重縣知事となる。(八五)

成島大隅 名は弘、字は保民、柳北と號す。稼堂良謙の子。天保八年二月生る。十八歳家を繼ぎ、家定家茂二代の侍講に蔭補し、奥備者となる。父祖の著はす東照宮實記及後鑑訂正の事を總裁し、内班に入る。慶應元年騎兵頭となり、轉じて騎兵奉行に遷る。戊辰の際外國奉行となり、會計副總裁に進み、大隅守に任じ參政に列す。既にして歸農し、歐米に遊ぶ。歸つて朝野新聞社長となる。明治十七年十一月死す。年四十八。(二〇、三二)

西尾隱岐守 名は忠篤、通稱御之助また鑑之助。始め

遠州横須賀藩主。後安房花房に轉ず。忠愛の子。嘉永三年五月生る。文久元年十月襲封。明治四十三年十一月死。(四四)

西四辻公業 幼字茂丸。高松公祐の子。天保九年三月生る。先代公格の嗣となる。夙に國事に奔走し、文久三年朝議を受く。戊辰の役征討軍參謀となり、功あり。後御歌所參候となる。明治三十二年十月死。(四四、五〇)

庭田大納言 名は重胤。議定となる。明治六年六月死。(四四)

仁和寺宮 公現法親王に同じ。(六)

野津七左衛門 五揭出。(九〇)

野津七次 七左衛門の弟。名は道貫。天保十二年十一月生る。維新の役功あり。明治五年陸軍に出仕。陸軍々政に盡すこと多く、二十七八年三十七八年、兩役共に功あり。大將となり元帥府に列す。十七年子爵となり、二十八年伯爵に陞り、四十年侯爵となり、大勳位を授けらる。四十一年十月死。(九〇)

【八行】

ハ

橋本實麗 文化六年十月生る。但馬權介と稱す。中納言となる。夙に國事に努力し、後參與職となる。明治十五年十月死。(三五、三七)

橋本實梁 四、六揭出。(七、三五、三六、三八、四四、四七、四八、五一、五二、六二、六四、一〇二)

橋本經子 觀行院に同じ。(三六、四八)

服部筑前守 名は常純、通稱歸一。長門守、また左衛門佐と稱す。萬延元年十二月目付となる。文久二年十月小納戸頭取となり、三年四月長崎奉行となる。慶應二年八月勘定奉行勝手方に任ず。三年五月海軍奉行並に移り、四年正月側衆となり、二月若年寄となる。(三四、八一)

伴門五郎 名は貞徳、字は士徳、省齋と號す。武州足立郡藤原里正岡田正廣の子。天保十年四月生る。叔父伴經五郎の嗣となり、徒士隊に入る。文久三年將軍家茂に従ひ、京都に上る。慶應二年陸軍副役に補せらる。維新の際江戸に歸り、彰義隊を組織し、五月十五日南門に戦つて死す。年三十。(九)

一橋玄同 美濃高須藩主義建の第三子。幼字鎮三郎、後義比と名のる。嘉永三年十月父の後を承け高須藩主となる。攝津守と稱す。安政五年七月慶應の

人物概覽

後を嗣ぎ、尾張藩主となり、茂徳と名のる。文久三年九月隱居し、玄同と號す。慶應元年五月茂榮と改名、二年十二月一橋家を嗣ぐ。十七年四月子達道に讓る。(二五)

平岡庄七 名は温熙。慶喜の左右に仕ふ。(三〇)

平岡丹波守 名は道弘。大番藤澤宮内の子。文政三年西丸小納戸頭取平岡越中守の養子となる。五年書院番を命ぜらる。轉じて西丸小姓となる。天保二年從五位下丹波守に任ず。嘉永二年側役に進む。文久二年若年寄となり、五千石を知行す。元治元年更に五千石を増し、諸侯の列に班し、陣屋を安房船形に置く。(三四)

平山圖書頭 一、三、五、六揭出。(一九、三一、三二)

福澤諭吉 中津藩士。天保五年十二月大阪堂島中津藩倉屋敷に生る。三歳父を喪ひ母と共に中津に歸る。二十一歳、長崎に出で蘭學を習ひ、翌年大阪緒方塾に入る。三年歸藩し、兄の後を嗣ぐ。二十五歳江戸に出で鐵橋洲藩邸にて藩の子弟に教授し、又英學を修む。萬延元年成島丸に乗り渡米。翌年歸つて幕府の翻譯方となる。文久元年また遣歐使節に従ひ

行き、慶應三年再び米國に赴く。歸つて鐵砲洲の船を新鎌座に移し、慶應義塾と稱す。後之を三田島原藩屋敷跡に移す。明治十五年時事新報を發行す。三十四年二月死。年六十八。著書頗る多し。(一三三)

木

星野豊後守 六揚出。(三二一)
細川右京大夫 名は喜延。六揚出。(三〇〇)
細川越中守 四、五揚出。(四四四)
堀田出羽守 名は正業。近江宮川藩主。三揚出。(四九)
穂波三位 名は經度。天保八年十一月生る。慶應二年八月歿上二十二人と列參建禮し、罪を得後赦さる。戊辰役東征大總督府錦旗奉行となる。後、錦旗間紙候となる。明治九年六月子經藤に譲る。經藤子爵を授けられ、二十八年六月返上。(四四、五〇)

堀石見守 信州飯田藩主。名は親義。左衛門尉と稱す。弘化二年九月家督を嗣ぎ、明治元年三月子親篤に譲る。(四四四)
堀内藏頭 三揚出。(九)
本庄宮内少輔 名は道美、美濃高富藩主。安政五年十月家を繼ぐ。(五一)
本多紀伊守 名は正誦。伯耆守とも稱す。駿河田中藩主。萬延元年三月父正寛の後を嗣ぐ。文久元年學問所奉行となる。元治元年駿府城代となる。明治元年九月安房長尾に移封。三年十二月致仕。(五一、六四)
本多美濃守 名は忠民、三河岡崎藩主。三揚出。(四九)

【行】

牧野土佐守 名は成之。(三二一)
増山對馬守 伊勢長島藩主。名は正修。三揚出。(四四、六四)
松岡 萬 幕府の鷹匠。天保九年生る。勝、山岡等と交り、後西郷大久保とも交友す。明治四五年の頃政府に仕へて水利官となり、後警視廳大警視となる。明治二十四年三月死。年五十四。(六〇、七二)

松平右京亮 名は輝解。上野高崎藩主。大河内氏。輝

輝の子。萬延元年八月家督相續。明治十五年十月子輝辨に譲る。(九)

松平越中 松平定敬に同じ。(三二一)

松平大藏大輔 松平慶永に同じ。(三〇〇)

松平確堂 名は齊民。美作津山藩主。越後守と稱す。將軍家齊の第十六子。文化十一年七月生る。出で、松平氏を嗣ぐ。維新の際徳川氏の後見として功あり。明治二十四年三月死。(三四)

松平河内守 名は近直。(三二一)

松平刑部大輔 五揚出。(四九)

松平定敬 一、二、三、四、五、六揚出。(四八)

松平周防守 二、四揚出。(一九)

松平丹後守 名は光則。戸田氏。信州松本藩主。弘化二年十月家を承け、明治十四年十二月子康泰に譲る。明治三十六年三月死。(九)

松平縫殿頭 三、四揚出。(一九)

松平肥後 松平容保に同じ。一、二、三、四、五、六揚出。(三二一)

松平豐前 三、四、五揚出。(三二一)

人物概覽

松平萬之助 名は定教。伊勢桑名藩主。猷の長男。安政四年四月生る。明治二年八月先代定教の後を承く。明治三十二年五月死。(四八、五八)

松平慶永 春嶽に同じ。一、二、三、四、五、六揚

出。(三、一六)

松平大和守 五、六揚出。(九、三三、四九)

萬里小路博房 一、四揚出。(三五、三八)

三雲爲一郎 佐土原藩士。名は種方。爲一郎また長太郎と稱す。天保十年七月生る。槍術に長ず。仕へて近習側役より物奉行に進む。慶應中洋式兵學傳習の爲上京。明治元年四月徴されて軍監となる。九月會津城攻圍中に陣没す。年三十。(六六)

溝口誠之進 越後新發田藩主。名は直正。伯耆守と稱す。直博の子。安政二年二月生れ、大正八年七月隱居。十月死。(四四)

三岡八郎 三、五、六揚出。(一六)

水野痴雲 五揚出。(二一、一九)

水野出羽守 名は忠敬、また羽後守と稱す。駿河沼津藩主。同姓忠明の二男。嘉永四年七月生る。慶應二年十月忠誠の後を嗣ぐ。明治元年上總菊間に移封。四十年八月死。(四四)

箕田傳兵衛 二、三、四、五、六揚出。(四一、四三)

三宅備後守 名は康保。三河田原藩主。同姓友信の子。天保二年二月生る。嘉永三年十一月康直の後を

嗣ぐ。明治二十八年一月死。(四四)

ム

向山準人 一、二掲出。(八二)
村田新八 二、三、四掲出。(七九、九八、一〇四)
室賀甲斐守 五、六掲出。(三二)

モ

毛利大膳 敬親に同じ。二、三、四、五、六掲出。
(八、四四)
毛利元徳 毛利廣封に同じ。二、三、四、五掲出。
(四二)

【ヤ行】

ヤ

安岡覺之助 名は正義。土佐香美郡山北村の郷士。文
久中武市瑞山に屬し、國事に奔走し、罪を獲、久し
く幽囚せらる。維新の始救され、小笠原唯八の部下
に屬し奥羽に戦ひ、戊辰十月若松城下に戦死す。年
三十四。(五五)
安岡亮太郎 また良亮と稱す。土佐幡多郡中村の郷
士。文武の學に通じ、幡多郡山方下役となり行餘館
の文武專役をかね、のち泉州堺陣屋詰となる。明治

元年東征に従ひ功あり。後彈正臺少忠より大忠とな
り、集議院判事、民部少丞、高崎縣參事等を経て熊
本縣令となり、明治九年暴動の際死去。(五四)

矢田堀敬藏 矢田堀謙岐に同じ。六掲出。(四一)

柳川春三 名古屋大和町の人。西村武兵衛の子。名
は春藤、幼にして神童の名あり。紀藩の老臣水野土
佐守に知られ知行七十石を賜はり、寄合醫師を命ぜ
らる。慶應初年幕府に召され、開成所教授頭とな
る。この頃中外新聞を發行す。明治維新の後大學少
博士となる。三年二月肺を病みて死す。年三十九。
(二〇)

柳原前光 光愛の子。嘉永三年三月生る。次良廣と
稱す。戊辰の役功あり。後諸官に歴任し樞密顧問官
となる。明治二十七年九月死。(四四、四七、四八、
五一、五二、六二、六四、一〇二)

山内土佐守 土佐藩主。名は豊範。熊五郎、また鹿次
郎と稱す。先々代豊熙、豊淳の弟。安政六年二月家
を承く。(四四)

山内容堂 一、二、三、四、五、六掲出。(三〇)

山岡鐵太郎 名は高步。字は猛虎。鐵舟と號す。小野
朝右衛門高福の五男。天保七年六月江戸本所に生
る。父に従て飛騨に生長す。二十二歳の時出で、山

リ

龍王院堯忍 東叡山執當職。文化十四年九月江戸本郷
森川町に生る。幕府旗下田口某の二男。文政十一年
歳甫めて十二、上野東叡山に入り慈運大僧都の弟子
となる。長じて比叡山に學ぶ。後上野普門院福聚院
等の住職を經、寒松院に入り東照宮別當職を勤む。
安政五年公現法親王の教授職となり、幾もなく執當
職に補し、明靜院に住す。戊辰の役親王に従ひ山を
出で途を失し、後仙臺に會す。ついで捕はれ江戸に
送り糺問、謹慎を命ぜらる。明治二年免され越後五
箇國分寺に退き居り、十六年九月寂す。年六十七。
(六八)

輪王寺宮 公現法親王に同じ。(九、三四、三五、四
九、五〇、六七、六八、七二、八一)

和田壹岐 名は信美。鳥取藩老臣。慶應元年執政に
任じ、藩政を釐革す。三年罷む。明治元年復職。二
月東山道軍に屬し、東征、甲府を歴て江戸に入る。
ついで奥羽征討軍に加はり仙臺に至る。二年歸藩、
執政に復し大參事となる。幾もなくして致仕。三十

人物概覽

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

人物概覽

二年十月死。年五十六。(五二)
分部若狹守 名は光貞。近江大溝藩主。實は板倉勝明の弟。分部氏を嗣ぎ、天保二年三月家督を承く。(四四)
渡邊 清 渡邊清左衛門に同じ。四揚出。(六五、六六、六七、六八、八六、八七、一〇四、一〇五)

昭和十七年九月十日印刷
昭和十七年九月十五日發行

皇國日本 明治天皇御宇史(第七卷)
定價金四圓五拾錢

(出文協承認
ア210112號)



著者 德富猪一郎

發行者 株式會社 明治書院
東京市神田區錦町一丁目十六番地

印刷所 凸版印刷株式會社
東京市下谷區二長町一番地

代表者 井上源之丞

發行所 株式會社 明治書院
東京市神田區錦町
振替東京四九九一番
電話神田二一四七番

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町
二丁目九番地



17 年 12 月 / 日

17									

17 年 12 月 / 日

終

